

市長等の措置に係る通知書

（こども青少年部）

2011年3月22日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>(青少年課)</p> <p>1 委託料の執行は適正か 次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>(1) 条例で定める指定管理者の業務の範囲に該当しない業務を指定管理者の業務として実施しているものがあった。</p>	<p>指摘された「青少年会館において実施する青少年育成事業に関する業務」については、藤沢市青少年会館の管理運営に関する基本協定書第7条第4号に基づく業務であり、業務の見直しにあたっては、指定管理者である（財）藤沢市みらい創造財団の会計や事業運営などに関わることから、次回指定管理選定時に、指定管理者が行う業務を精査して、改善していきたい。</p>	2013年 4月1日